

岩手県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 奥州市
- 2 基本測量を実施する期間 平成21年7月15日から同年12月25日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（岩手・宮城内陸地震に伴う基準点改測作業）